

(参考条文) 阪神高速道路株式会社契約規則[平成 23 年阪神高速規則第 10 号]抜粋

(競争参加不適格者)

第 6 条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとする
ことができる。

- 一 制限行為能力者(契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。)
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後 3 年を経過しない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員(会社の使用人をいう。以下同じ。)の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書(添付書類又は資格審査申請用データを含む。)の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則(平成 21 年阪神高速規則第 3 号)に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者